

日本平滑筋学会編集委員会規約

(目的)

第 1 条 この規約は日本平滑筋学会の機関誌である Journal of Smooth Muscle Research の円滑な企画・編集・刊行を行うために組織される日本平滑筋学会編集委員会について定める。

(編集委員会の構成)

第 2 条 (1) 編集委員長 1 名
(2) 編集副委員長 1 名
(3) 基礎系編集委員若干名
(4) 臨床系編集委員若干名
(5) 国外編集委員 若干名

(編集委員の選出)

第 3 条 編集委員の選出は以下の通りとする。

(1) 編集委員長
編集委員長は評議員の中から理事会で選出し、評議員会の承認を得る。

(2) 編集副委員長
編集副委員長は、基礎系および臨床系の編集委員の中から編集委員会で選出する。

(3) 編集委員
基礎系および臨床系の編集委員は、評議員の中から編集委員長が指名し、理事会、評議員会の承認を得る。

(4) 国外委員
編集委員長は、平滑筋研究に関し造詣の深い外国人研究者若干名を編集委員に指名する。

(編集委員の任期)

第 4 条 編集委員長ならびに編集委員の任期は 4 年とする。但し、再任を妨げない。
2 編集委員の更新・交代は理事会ならびに評議員会の承認を必要とする。

(編集委員会)

第 5 条 編集委員会は、編集委員長が年 1 回以上召集し、機関誌の編集・刊行に関連する事柄を討議し決定する。
2 編集委員会における決議事項は参加者の過半数の賛成をもって定める。
3 編集委員会は代理人を認めない。

(業務)

第 6 条 編集委員会は Journal of Smooth Muscle Research を企画・編集・発行する。
2 Journal of Smooth Muscle Research は平滑筋研究に関連する英文原著論文、英文総説論文などを掲載し、年 1 巻の発行を原則とする。

- 3 Journal of Smooth Muscle Research の発行はインターネットを介する電子媒体のみとし, 当分の間印刷体は発行しない.

(規約の変更)

第 7 条 本編集委員会規約の変更は編集委員会の決議をもって行い, 理事会, 評議員会において承認を得なければならない.

附則

- 1 本規約は平成 28 年 8 月 18 日より施行する.
- 2 日本平滑筋学会編集事務局は, 名古屋市立大学大学院医学研究科細胞生理学教室(〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1)内に設置する.
- 3 令和 4 年 7 月 31 日より, 日本平滑筋学会編集事務局は, 香川大学医学部自律機能生理学(〒761-0793 香川県木田郡三木町池戸 1750-1)内に移設する.